

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第27号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	委員定数	所管	名称	委員定数	所管
総務委員会	(略)	知事直轄組織、経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	総務委員会	(略)	企画部、総務部、財務部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、改正後の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。